

会 議 録

会 議 名	豊田市農業振興地域保全対策協議会 代表者会議
日 時	令和7年7月2日（水） 10時00分～11時00分
会 場	南庁舎5階 南51会議室
出席委員	豊田市産業部 副参事 谷原 美保 愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課 主幹 大原 健次 みよし土地改良区 事務局長 黒川 実 金山揚水土地改良区 理事長 清水 誠二 愛知用水土地改良区 三好事務所 所長 川島 祐治 藤岡土地改良区 事務局長 永井 久司 下山土地改良区 事務局長 酒井 正樹 あいち豊田農業協同組合営農企画課 課長補佐 石川 高範（代理出席） 株式会社 中甲 代表取締役 杉浦 俊雄 農事組合法人 若竹 代表理事 牧 和範 農事組合法人 桝塚会 代表理事 有我 保 農事組合法人 逢妻 代表理事 菅沼 浩 豊田市農業委員会事務局 副主幹 中根 紘子（代理出席） 豊田市産業部農林振興室農地整備課 課長 成瀬 賢治 豊田市産業部農林振興室農業振興課 課長 鶴田 真太郎 豊田市産業部農林振興室農政企画課 課長 疋田 一男 愛知県 豊田警察署 生活安全課 課長代理 加藤 太郎（オブザーバー） 愛知県 足助警察署 生活安全課 係長 久嶋 康弘（オブザーバー）
欠席委員	豊田土地改良区 事務局長 佐藤 邦彦 明治用水土地改良区 財務課長 中野 秀一 旭土地改良区 事務局長 松井 範一 有限会社 はっぴー農産 代表取締役 黒野 貴義
事務局	農政企画課 副課長 兵藤 隆裕 担当長 加藤 和紘 主 査 佐藤 伸宏 主 査 瀧下 和真 主 査 田淵 友規
傍聴人	なし

1 あいさつ

(谷原会長)

- ・日頃は豊田市市政全般、とりわけ農業施策に関しましては深いご理解とご協力を賜りありがとうございます。本日お集まりいただいている団体のみなさまには、ご出席いただいている代表者の皆様のみならず団体としてお世話になっております。改めてお礼申し上げます。
- ・本協議会は、設置要綱にもあるとおり、関係機関が連携して農業振興地域内にある農用地等の適正な保全を図るために設置されております。この代表者会議は、毎年関係機関の代表者の方にお集まりいただき、農振制度の概要・協議会の目的や進め方といった部分の理解を深めていただくための場となります。
- ・農振除外の個別案件については、実務者会議を随時開催し、情報共有や意見交換を行っております。
- ・今後とも、農振農用地の適正な保全につきまして、関係機関のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。
- ・また、本市農業の維持発展を目指すための指針として4月に「第4次豊田市農業基本計画」を策定しました。お手元に資料をお配りしていますので、ご参照いただければと思います。

(事務局)

- ・令和7年度から人事異動で新たに委員等になられた方を紹介
(愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課 大原様)
(愛知用水土地改良区三好事務所 川島様)
(あいち豊田農業協同組合営農生活部営農企画課 和田様)
(産業部 谷原様)
(豊田市農業委員会事務局 山岡様)
- ・議事に入る。議事進行は谷原会長

2 豊田市農業振興地域保全対策協議会の概要

(事務局) 田淵主査説明

(1) 農振法の概要

- ・農用地区域とは、農業振興地域整備計画で農業上の利用を確保すべき土地として市が指定した区域で農地の中でも特に守るべき優良農地で、主に10ヘクタール規模の一団の農地やほ場整備を実施した農地、その他市が保全すべきとした農地のことをさす。
- ・農振除外とは、農用地区域から除外することを指し、農用地の区域の変更には、愛知県の同意が必要である。
- ・農振除外には個別案件と行政案件の2つの方法があり、個別案件は農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の1号から6号までの6項目全てを満たさなければならない。いわゆる農振除外の6要件である。
- ・無断で開発行為を行った場合には、罰則があり、農振法は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、農地法は、3年以下の懲役または、300万円以下の罰金が土地所有者に課せられる。
- ・農用地区域から除外ができないと、農用地区域は原則、農地転用禁止であるため、農地転用を行うことができない。そのため、やむを得ないものについては、農政企画課と調整後、農振除外を行い、農地転用等他法令手続きを経て開発を行う。

（２）協議会の目的・体制

- ・農業振興地域保全対策協議会は市、県、JA、土地改良区、農事組合法人が参加している会議体で、計 21 機関に参画いただいている。
- ・協議会の目的は、関係機関の連携を確保し、農用地区域における開発等に関する情報や考え方を共有することで、農用地の適正な保全を図ることである。
- ・協議会設置以前は、関係機関との協議・情報共有の場の不足や、担当者が持つ人脈に頼った調整といった問題点があった。これを受け、情報共有の場を創出し、担当が変わってもつながりが継続できるよう組織単位でのつながりを仕組み化することが設置の背景となっている。
- ・協議会設置のメリットは、以下の３点である。
 - ① 関係機関が農振除外の考え方を共有できていること。
 - ② 農振除外の情報を事業が確定する前の事前相談段階で共有できていること。
 - ③ 農振除外の審査を関係機関から収集した情報に基づいた審査が可能となったこと。

（３）協議会の進め方

- ・協議会は代表者会議と実務者会議の２種類ある。
- ・代表者会議は、各機関の代表者が参加し、実務者会議の実効性を高めるための、関係機関同士の連携合意を目的として、年 1 回開催している。
- ・実務者会議は、相談のあった案件ごとに、必要に応じてフットワーク良く情報共有・意見聴取を行っている。
- ・近年の農振除外等の傾向について、令和 4 年度から 6 年度の 3 年間で農振除外の相談を受けた合計は 583 件 1,892ha で、実際に農振除外を行った件数及び面積は 58 件 30.5ha で、高岡地区及び上郷地区の 2 地区が 8 割以上の面積を占めていた。
- ・実務者会議で関係機関のみなさんと相談段階で「情報共有」と「方針確認」を行うことで、事業者の開発計画に適切な指導を行うことができると考えている。今後も関係機関の連携強化により農用地区域の適正な保全を目指していきたい。

3 報告事項

（１）豊田市農業振興地域整備計画の全体見直しについて

（事務局）瀧下主査説明

- ・農振法では整備計画策定後、概ね 5 年ごとに基礎調査を実施し、その結果をもとに計画の見直しを行うことが定められている。見直しの流れとしては、まず基礎資料収集を行い、農業生産、土地利用、農業就業者等の現況、将来の見通しについて調査をし、その後、整備計画策定調査を行う。
- ・整備計画の構想を作成し、構想に基づく調査と市内の農業者への意向調査も行い、これらの調査結果をもとに整備計画の見直しを行う。
- ・行程は、基礎調査から見直しまで、約 3 年間かけて作業を行っている。
- ・令和 5 年度に市内農業者へのアンケート、令和 6 年度は整備計画の作成調査を行い、見直しの根拠となる基礎資料を作成した。令和 7 年度は基礎資料をもとに整備計画の作成を行っており、現在愛知県との協議中である。

- ・ 本年の 8 月から 9 月ごろに予定している「関係機関調整」では、変更する計画の案をもって関係機関への説明を行い、法定手続きを経て令和 8 年 3 月ごろに整備計画を変更する。
- ・ 見直しの主な内容は、編入候補地の検討、除外の検討、特定保全農用地区域の設定、4 ha 超の開発案件の記載。
- ・ 1 つ目の編入候補地の検討は、地域計画内の白地農地について、農用地区域に設定すべきかを関係機関と情報共有、情報交換を継続して行う。
- ・ 2 つ目の除外の検討は、効率的な近代的農業が営めない集団性の低い農地、農地としての利用に適さなくなった土地を農用地区域から除外する。
- ・ 3 つ目の特定保全農用地区域の設定は、特に優良で保全する必要があるエリアを特定して示し、今回の全体見直しにおいても継続して設定予定
- ・ 4 つ目の 4 ha 超の開発案件の記載は、市の整備計画に影響が大きい大規模な開発案件を事前に把握して記載する。
- ・ 法改正の内容も踏まえ、適切な計画見直しを行っていく。

（２）地域計画の策定状況について

（事務局）佐藤主査説明

- ・ 地域計画とは、地域の農業の将来ビジョンを明確化するとともに、農業者の減少下における 10 年後の農地利用を明確化することで将来にわたる適正な農地利用の確保と農地の集約化の推進による生産性向上を目的に策定されたもの。
- ・ 地域計画は、地域で話し合いを重ね地域の農業の将来の姿をまとめた「計画本文」と農地 1 筆ごとに概ね 10 年後の耕作者を特定し地図に示した「目標地図」の 2 つで構成されている。
- ・ 令和 5 年の農業経営基盤強化促進法の改正により、全国の市町村で地域計画が策定され、令和 7 年 3 月末時点の全国の策定状況は、1,613 の市町村で 18,633 地区、面積 424 万 ha
- ・ 豊田市では全域の 14 地区で地域計画を策定し、面積は合計 4,627.11ha、うち農用地面積 4,497.96ha
- ・ 今後、農業を担う者の経営効率が向上していけるように農業を担う者や関係機関が一体となって農地の集積・集約を進め地域計画の達成に向けて取り組んでいく。

４ その他

（１）農振農用地区域への編入について

（事務局）加藤担当長説明

- ・ 令和 7 年 4 月に農振法が改正され、「農地の総量確保のための措置の強化」が新たに追加された。具体的な変更内容は、都道府県の農用地の面積目標に影響を及ぼすおそれがある場合、農用地区域への編入などの影響緩和措置が必要となる場合があるとされた。
- ・ 優良農地の確保のためにも、農用地区域へ編入したい方がいたら、要件を確認しますので農政企画課までご相談ください。

（２）畦畔除去補助金について

（事務局）田淵主査説明

- ・ 補助金は令和 5 年度からスタートし、農地と農地を区切る畦畔除去にかかる費用を補助する

事業で、畦畔 1 本につきその畦畔に接する農地の土地所有者に 1 人あたり 3 万円の補助金を交付するもの。畦畔を除去することにより区画が拡大し、耕作の作業効率が上がることを期待している。

- ・申請実績は、令和 5 年度は 3 件、令和 6 年度は 29 件の申請があった。令和 7 年度も予算を確保しているが、限りがあるのでご承知おきください。
- ・令和 7 年度途中から申請方法を変更した。これまで工事前と工事完了後にそれぞれ申請が必要だったものを交付申請兼実績報告書に統一し、工事完了後に交付申請と実績報告を合わせて申請できるようにした。

質疑・応答

- ・ 4 次の豊田市基本計画の 4 ページの「農業を営むうえで困っていること（担い手）」グラフに載っている中の有害鳥獣にジャンボタニシは含まれているか。含まれているなら対策はどこの課でやっていこうとしているのか方針を教えてください。実は金山揚水土地改良区の地域で 1 反 5 セの田でジャンボタニシが発生していることがわかった。となりの刈谷市のほうでは相当荒らされていると情報が入っている。豊田市の駒新町の 1 反 5 セの田にどうも入り込んできたらしい。昨年の夏には相当稲が食われている。豊田市として情報が入っているかいらないか。対策はどうしていくのか。刈谷市のほうでは田んぼや配水に薬を撒いたりして駆除をしている地区もある。これには結構お金がかかる。国の施策でジャンボタニシが蔓延して、田植えしたあとに一晩で食べられてしまう。それぐらい生命力が強い。何か対策ができないかと思っているが、個人ではできないと思っている。市のほうで何か対策など考えていただくことはできないか。
⇒また情報共有しながら今後広がっていく恐れがあるかもしれませんので、対応を検討していきたい。
- ・畦畔撤去補助金について、実際耕作している法人等がやることになると思うが、地主にこの補助制度の斡旋ができないか。耕作者が双方の地主に同意をもらって整備をするとなると耕作者の負担が多い。事前に地主に補助制度の案内がしてあると、話を持って行った時に手間がない。
⇒この補助金は令和 5 年から始まり非常に好評である。事務局としても改善できることがないかという視点で考えている。補助金は地主に支払う仕組みで、耕作者は農地の集約・集積というメリットがあると考えている。改善すべき点があれば、引き続き相談させて頂く。

(谷原会長)

- ・その他連絡事項なし
- ・以上で議題を終了する。

(事務局)

- ・終了のあいさつ